

第2章 生徒の懲戒及び特別指導に関する規定

第1条 (目的)

生徒に教育上の特別指導が必要と認められる問題行動があった時に、その原因を明確にして、生徒が社会の中で自分らしく生活できることができるように、自発的・主体的に成長や発達する過程を支援する。また、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助等を行う。

第1条 (基準)

1 (法令の抜粋) 学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

2 (法令の抜粋) 学校教育法施行規則 第26条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

3 学校教育法施行規則 第26条 ③ 四 を根拠に、以下に挙げる行為を行った場合は、懲戒及び特別指導（以下、懲戒等）の対象とする。

- (1) 無免許運転その他交通違反行為
- (2) 考査による不正行為
- (3) 飲酒・喫煙行為
- (4) 窃盗行為
- (5) 立入禁止場所への立ち入り行為
- (6) 故意に校舎・校具を破損する行為
- (7) 暴力行為
- (8) 有機溶剤の吸引行為及び薬物を不適切に使用する行為
- (9) その他、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反する行為

4 同条1～3に準拠し、生徒指導部が懲戒等の原案を作成する。その後、職員会議を経て、校長が決定する。

5 懲戒の種類は以下の通りとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

6 懲戒によらず行われる特別指導の種類は以下の通りである。

- (1) 生徒指導部長等による指導及び助言
- (2) 校長による説諭
- (3) 有期による面談特別指導と家庭謹慎
- (4) 無期による面談特別指導と家庭謹慎

7 停学・家庭謹慎の処置を受けたものは、反省日誌を記録し、ホームルーム担任を経て生徒指導部長に提出する。また、停学・家庭謹慎の期間においては、外部との交流や連絡、対外活動は制限される。

第2条 (運用)

1 懲戒等の処分の申し渡しは、保護者等同席のもと原則として校長が行う。

2 懲戒等の指導や援助等は、生徒指導部が計画を立案し、本校教職員が行う。

3 懲戒等の指導や援助等の継続の可否については、生徒指導部が原案を作成する。その後、職員会議の審議を経て、校長が決定する。

附 則

平成10年	2月12日	一部改定
平成22年	4月1日	一部改定
平成27年	4月1日	一部改定
平成28年	4月1日	一部改定
令和6年	4月1日	改定